

第45回盛岡さんさ踊り

感染症感染拡大防止マニュアル（仮）

盛岡さんさ踊り実行委員会

2022年6月

はじめに

今年の盛岡さんさ踊りは、これまで祭りの開催を支えてきた多くの参加者や関係者とともに、「伝統芸能の継承」や「祭りの継続」を念頭に、プログラムの一部縮小、観覧エリアの拡幅、演者間の距離の確保等の感染症対策を講じた上で、本年度の事業を実施いたしますので、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

1. 開催方針

感染症対策を講じた上で、以下の概要にて開催する。

(1) 主会場の主な変更点

- ①パレードエリアの縮小（県庁前交差点から映画館通交差点まで）。
- ②沿道での観覧エリアの拡幅（中央通において大通側1車線）。
- ③参加団体における参加人数の制限及びパレード時の間隔の確保。
- ④実施しないもの：「輪踊り」、「飛び入り参加の呼びかけ」、「おへれんせ集団」、「さんさ甲子園」、「団体の審査等」、「有料観覧席の設置」。

(2) サブ会場の主な変更点

- ①実施しないもの：JR盛岡駅前、滝の広場での「伝統さんさ踊り競演会」。

(3) パレード中止判断基準及び判断の時期について

次に示す開催の中止判断基準に該当する場合には、盛岡市中央通パレードを中止する。

ただし、盛岡市民文化ホールにて開催する伝統さんさ踊り競演会の開催については、別途判断する。なお、伝統競演会のみ実施の場合は、地元テレビ局の協力をいただき、テレビ番組等により発信する。

①開催判断の時期 令和4年7月下旬

②開催中止の判断基準

- ・ 岩手県を対象とする「緊急事態宣言」が発令されたとき、または、県知事が緊急事態宣言の発令を国に要請することを決定したとき。
- ・ 岩手県が「まん延防止等重点措置」の適用対象地域となったとき。
- ・ 岩手県から開催中止の要請があったとき。
- ・ その他、会長が開催を中止する必要があると決定したとき。

2. 出演者及びスタッフへの事前通知

盛岡さんさ踊り実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、新型コロナウイルスの感染予防・拡大防止や円滑なまつり運営のために、まつり出演者及びスタッフが遵守すべき事項を明確化し、全員に協力を求める。事前に通知する事項は以下のとおりとする。

(1) 個人情報取得・第三者提供・保管への同意

- ①感染 拡大防止等を目的として 個人情報を取得すること。
- ②必要に応じて、実行委員会が保健所等の第三者に個人情報を提供すること。
- ③取得した個人情報をまつり終了後1ヶ月間保管すること。
- ④保管期間を過ぎた個人情報は、適正かつ速やかに廃棄を行うこと。

(2) ワクチン接種または、PCR検査等陰性証明について

実行委員会がまつりの参加条件として、ワクチン接種または、PCR検査等による陰性証明（以下、「検査陰性証明」という。）の確認をする場合はこれに応じること。これに応じない者について、実行委員会は、各行事への参加・従事を認めないこと。

※詳細は、(別紙)「参加者・従事スタッフのための感染防止対策ガイドライン（ワクチン接種・検査陰性証明等）」を参照。

(3) 感染予防・拡大防止対策の実施及び同意

- ①参加日の7日前から当日までの間、実行委員会からの健康状態の確認に応じること。
- ②下記(4)の①感染者または、②感染疑い者に該当した場合は、速やかに実行委員会に報告し、その対応に応じること。また、実行委員会が行う参加可否の判断に従うこと。
- ③マスクに関する以下のルールを遵守すること。
 - ・出演者及びスタッフは自らマスクを持参すること。
 - ・出演者は、パレード開始までと到着後速やかにマスクを着用すること（パレード中は熱中症対策によりマスク着用を義務付けない）。
 - ・マスクは各自が持ち帰り、廃棄すること。
- ④その他
 - ・こまめな手洗いと手指消毒を徹底すること。
 - ・他者とのソーシャルディスタンスの確保に努めること。
 - ・その他実行委員会が行う感染が行う感染予防・拡大防止対策に協力し、これを遵守すること。

(4) 感染者、感染疑い者のまつりへの参加・従事の可否

出演者及びスタッフが感染者、感染疑い者に該当したした場合、実行委員会は、まつりへの参加・従事について、以下の基準によりその可否を判断する。

① 感染者

・参加当日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく「就業制限」が解除されていない者は、まつりへの参加・従事は認めない。

② 感染疑い者

・参加前7日間において感染疑い症状または、感染リスクが高い行動歴感染及び接触歴がある者はまつりへの参加・従事を認めない。

3. 観覧者の感染防止対策

(1) 観覧エリアの拡幅

沿道の通行人の渋滞を緩和するため、トラロープ等による観覧エリアの分離及び中央通車道片側（大通側）一車線分の観覧エリアの拡幅を行う。

(2) 注意喚起の実施

本部放送や沿道への注意喚起プラカードを持ったスタッフの配置により、観覧者に対する「飲食時の会話の自粛」等の感染症対策の徹底を呼び掛ける。

また、行事チラシや市ホームページ等の広報媒体により、感染拡大防止への協力について周知する。

① 発熱（37.5 度以上）や咳等の症状がある場合は観覧を控えていただく。

② 各会場でのマスクの着用。

③ 消毒液による手指消毒。

④ ソーシャルディスタンスの確保。

⑤ 他者との接触やマスクを外しての会話（特に大声）はお控えいただく。

4. まつりの出演者及びスタッフに求める対応

(1) 実行委員会からの協力事項の遵守

・日々の体調管理を徹底すること。

・実行委員会が行う健康チェック（検温等）に協力すること。

・2(4)①感染者または②感染疑い者に該当した場合は、速やかに実行委員会に報告し、その対応に応じること。また、実行委員会が行う参加可否の判断に従うこと。

・その他実行委員会が行う感染予防・拡大防止対策に協力し、これを遵守すること。

(2) 出演者及びスタッフの健康管理方法

・行事開催7日前から2週間後まで、実行委員会が提供する体調管理チェックシート用いて体調をチェックすること。また、(別紙)「体調管理チェックシート」については、実行委員会が指定する日に、指定する方法で提出すること。

4. 実行委員会が対応すること

(1) 総論

①まつり参加者等の健康管理等に関する事項

- ・各会場において2(4)①感染者または②感染疑い者に該当する場合は、参加を認めないものとし、その旨を周知する。
- ・必要に応じて、マスクの着用や手指消毒、ソーシャルディスタンス確保等についての注意喚起を行う。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の導入やLINE公式アカウント「岩手県-新型コロナ対策パーソナルサポート(もしサポ岩手)」の利用を推奨する。

②消毒に関する事項

- ・各会場、エリアの入口や受付等に消毒液を設置するとともに、掲示等により利用者の手指消毒を促す。
- ・特に多くの参加者が触れると考えられる場所・道具等については、こまめに消毒する。

③実行委員会の免責事項

- ・実行委員会は、参加者の感染について責任を負わないものとする。

(2) 各論

【A. 共通事項共通事項】

- ・全ての出演者及びスタッフの氏名等の提出を求め、まつり終了後2週間保管する。団体を經由して参加する者は、当該当該団体に取りまとめのうえ、提出することを求める。
- ・出演者及びスタッフに、常時マスクを着用することを求める。各団体の責任者が演目、体調等に支障があると認める場合は、この限りでない。
- ・マスクを着用しない場合で、大声やかけ声を発する必要がある場合、また、運動量などにより呼吸数が荒くなる場合は、人同士の間隔が前後2m、左右2m以上となるようにすること。
- ・着替え・待機場所での大声やかけ声を抑制する。
- ・こまめな手洗い、手指消毒の実践を呼びかける。
- ・出演者及びスタッフの水分補給以外の飲食の機会の削減に努める。飲食の必要がある場合は、人との間隔を保ち、会話をしないよう呼びかける。

【B. 行事別】

①中央通りパレード

- ・出演者及びスタッフのワクチン接種または、検査陰性証明を確認。出演者は当該団体が確認のうえ、(別紙)「体調管理チェックシート」に含め提出することを求める。
- ・参加者の当日の体調を団体毎に管理把握し、発熱(37.5度以上)や咳等の症状がある場合には、参加を控えていただく。

- ・人同士の間隔を保って行進する。
- ・演技・行進者の間隔が2 m以上となるようにする。
- ・参加人数を削減する。(1 団体 300 人→150 人)
- ・行進中のかけ声は、沿道付近の列は自粛を求める。但し、フェイスマスク等をした上でのかけ声は妨げるものではない。
- ・沿道の観客に、密の回避、マスクの着用、かけ声・飲食の自粛を呼びかける。
- ・沿道での団扇等の手配りを禁止する。

②伝統さんさ踊り競演会（盛岡市民文化ホール）

- ・盛岡市民文化ホール入口において検温できる体制を整え、体温が 37.5℃以上の観覧者、出演者及びスタッフの参加を制限する。
- ・出演者及びスタッフのワクチン接種または、検査陰性証明を確認。出演者は当該団体が確認のうえ、提出することを求める。
- ・出演者の着替え・待機場所を分散する。
- ・出演者と観客の間隔が2 m以上となるようにする。

③ 救護所

- ・救護所を訪れる全ての人を検温し、手指消毒を要請する。
- ・37.5℃以上の発熱がある者の救護所の利用を断る場合があることを掲示する。
- ・救護所を利用する全ての者に、救護利用申込書（氏名、住所、連絡先その他の必要事項）の記載を求め、まつり終了後1ヶ月間保管する。
- ・マスク、サージカルガウン等の感染防止品を救護所に配備する。
- ・救護所にアクリル板や飛沫防止シート等を設置する。

第 45 回盛岡さんさ踊り

参加者・従事スタッフのための感染防止対策ガイドライン

(ワクチン接種・検査陰性証明等)

第 45 回盛岡さんさ踊りにおいて、新型コロナウイルスの感染防止対策のもと、安全・安心に開催するため、の参加者・従事スタッフについては、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、体調管理の徹底等の基本的な感染防止対策に加え、年齢層に応じてワクチン接種または、PCR検査等による陰性証明（以下、「検査陰性証明」という。）の確認を行うこととする。

参加条件等

- ①事前に、氏名等を報告すること
- ②（中学生以上令和 4 年度において中学生以上の者は、開催日当日までに、ワクチンの 2 回以上の接種または、検査陰性証明を提示すること。（ワクチン 3 回目は推奨）
- ③（小学生）令和 4 年度において小学生は、小児（5 歳～11 歳）のワクチン接種または、検査陰性証明を提示すること。
- ④（未就学児）令和 4 年度において未就学児も、検査陰性証明の対象とする。
- ⑤ その他、盛岡さんさ踊り実行委員会の指示に従うこと。

【注意】

・PCR検査等は各自で行うこと。

（岩手県の無料検査制度は 6/30 迄。7 月以降は現時点では未定。）

・盛岡さんさ踊りの開催日当日において、PCR検査等を行う会場がないため、検査陰性証明を準備する場合、参加者は事前に、検査機関等に対し、参加条件の期日までに、検査の実施や陰性証明の発行等が可能であるか確認してください。

【PCR検査等による陰性証明】

・PCR検査等による陰性証明の確認は団体内において、上記①の氏名等の報告とあわせ、証明書等若しくは本人等の申し出などにより行う。

・PCR検査等（抗原定量検査等を含む）及び抗原定性検査の陰性である結果通知書（以下「検査結果通知書」という。）を 7 月 30 日時点で各団体内にて確認するもの。

※従事スタッフの従事における条件等については、参加条件等を準用する。

